

1 現基本構想・基本計画の実績など

基本構想：

「安心の福祉・介護」ビジョン
～概ね10年後のあるべき姿～

地域で活発に活動する民生委員や町会・自治会、NPO・ボランティア、数多く立地する医療機関、介護事業者などの地域資源が連携し、多様な主体によるネットワークに支えられ、高齢者が孤立せず、介護や生活支援などが必要になったり、認知症になったりしても、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケア※を推進するまちが実現しています。

また、障がいがある方や、生活に困る状況にある方でも、地域で安心して住み続けられる支えあいと自立を支援するセーフティネットが充実しています。

※重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されること。

基本計画2025：

実施施策（7施策）

※施策指標は資料 2 - 2 参照

【高齢者施策の推進】

- 1 高齢者施策の総合的な推進と計画的な施設整備
- 2 介護サービスの充実と介護予防の推進
- 3 高齢者の地域包括ケアの推進
- 4 地域福祉の充実

【障がい者施策の推進】

- 5 障がい者施策の総合的な推進と計画的な施設整備
- 6 障がい者の自立支援と社会参加の促進

【生活基盤の安定と自立支援】

- 7 生活基盤の安定と自立の促進

2 国・都などの動向

(全体)地域共生社会の実現

【国】

(1) R2年、改正社会福祉法が成立し、包括的な支援体制を構築するための方策として、「重層的支援体制整備事業」が創設された

(2) R5年、近時の社会変化を踏まえ、孤独または孤立をしていることにより、心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等を目的とし「孤独・孤立対策推進法」が成立した

【都】

重層的支援体制整備事業に関する後方支援研修を実施

1 高齢者施策の推進

【国】

(1) R3年4月施行の改正社会福祉法にて、地域共生社会の実現を図るため、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築」「地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備」「医療・介護のデータ基盤の整備」「介護人材確保及び業務効率化の強化」等の方針を打ち出し

【都】

(1) R3～8年度を計画期間とする、東京都地域福祉支援計画の第二計画を策定。行政、関係団体及び地域住民等が一体となった地域福祉を推進することで、地域共生社会の実現をめざす。R5年度の間見直しではデジタル技術の活用とデジタルデバイドの是正にも言及

2 障がい者施策の推進

【国】

(1) 障がい者が望む暮らしを実現できるよう、必要な意思決定支援を行い、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築し、障がい者が安全、安心して生活できる住環境の整備を進める

(2) R6年4月1日施行の改正障害者差別解消法により、個人事業主やボランティア団体などを含めた事業者による合理的配慮提供の義務化【図表1】

(3) 改正障害者雇用促進法により、R8年7月以降、障害者法定雇用率が民間企業2.7%、国、地方自治体3.0%に引き上げ

【都】

(1) R6～8年度を計画期間とする「東京都障害者・障害児施策推進計画」を策定。障害者の「自己選択・自己決定」権利の尊重や、障がいのある人もない人も共生できる社会の実現を打ち出している

3 生活基盤の安定と自立支援

【国】

(1) R7年4月施行予定の生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律では、住居に対する支援の強化等を打ち出した

【都】

(1) R5年「ひきこもり等のサポートガイドライン」にて、「ひきこもりに係る支援の充実に向けて」提言の理念を反映させた、サポート内容(相談・支援、自宅以外の居場所の提供、社会参加への準備支援)について、ガイドラインを定めた

(2) R6年～10年度を計画期間とする「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画(第5次)」を策定した

3 政策分野の主要課題・区の状況

(全体)地域共生社会の実現

(1) 包括的な支援体制の構築

① 8050問題(高齢の親と無職やひきこもり状態の子が同居している世帯に係る生活課題)、ヤングケアラー(家事・介護等を日常的に行っている子どものこと)などの複雑・複合化した課題を抱える世帯への支援や早期発見・対応のため包括的な支援体制の構築が必要
② 相談窓口の拡充やアウトリーチの実施等多様なチャンネルを通して相談支援につながる機会を創出することで、いずれの支援にもつながらないケースを防ぐことが必要

(2) 人と人がつながる地域づくり

① 単独世帯の増加、ライフスタイルの変化等により、地域のつながりが希薄化しており、人と人がつながり、互いに支え合うこと、社会的孤立を生まない地域づくりが必要

1 高齢者施策の推進

(1) 高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現

① R6年2月に「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026」を策定し、国が掲げる地域包括ケアシステムを中核としつつ、シニア活動支援等も独自に加えた「板橋区版AIP」の深化・推進に取り組む→支援の必要な高齢者・孤立する高齢者の増加や、複雑化・多様化するニーズに対応するため、公的な支援だけでなく、地域の多様な主体の参画や連携による地域共生社会を実現する体制の構築が必要
② 後期高齢者人口増加率は、23区の中で相対的に高い【図表2】
③ 要支援・要介護高齢者数は緩やかな増加傾向【図表3】
④ 認知症高齢者数は緩やかな増加傾向【図表4】
⑤ 一人暮らし高齢者はH22年から10年間で28.1%増加【図表5】
⑥ 高齢者数と高齢化率における地域間格差の存在【図表6】
⑦ 居宅サービスと施設サービスの施設数は、ほぼ横ばいとなっているが、地域密着型サービスの施設数は増加傾向【図表7】

(2) 介護人材の育成及び業務効率化

① 人口減による介護人材の慢性的な不足に対応するため、人材育成が必要であると共に、DXの推進等による業務効率化が求められる→離職率が20%以上の介護事業者も10～20%存在【図表8】

2 障がい者施策の推進

(1) 障がいの有無に関わらず安心して暮らし続けられるまちの実現

① R6年3月に「板橋区障がい者計画2030」を策定し、基本理念、基本目標及び5つの重点項目「相談支援の充実」、「障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実」、「障がいのある人の就労の拡充」、「多様な生活な場の整備」、「差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進」を位置付け、取組を進める
→相談対応、自立支援(学習・就労支援等)や、地域における人材確保・支援体制強化を通じて地域共生社会の構築を実現する
② 障がい者差別の解消及び権利擁護の促進を図るためには、障がい者に対する理解の醸成が必要
→子どもの頃から学ぶ機会を創出し、広く普及啓発の促進を図ることで、地域全体で見守り、対応できる環境・地域づくりの取組を進める
③ 障がい者が望む暮らしを実現するため、障がい者の生活を地域全体で支える
→高齢化や障がいの重度化、親亡き後を見据えた居住支援のための機能の構築を進める
④ 各ライフステージにおいて、障がいの特性に応じた切れ目のない支援と、地域支援体制を強化
⑤ 障害者手帳等の所持者数の増加【図表9】

3 生活基盤の安定と自立支援

(1) 自立支援の推進

① 就労意欲のある世帯につき、生活保護受給からの自立を促進するため、各種支援事業の効果を高めていくことが必要
② 生活保護受給世帯のうち、働き手の収入増による保護廃止世帯数は横ばい【図表10】
③ 自立相談支援事業の支援対象者はR5に増加【図表11】
④ 就労準備支援事業の支援対象者は近年増加傾向【図表11】
⑤ 子どもの学習・生活支援事業は支援対象者は横ばい傾向だが、進路決定者は増加傾向【図表11】

(2) 課題別の生活保護世帯への支援

① 生活保護世帯は高齢・母子・障がい・傷病・その他の類型があり、抱える課題に応じた支援を行うことが必要
② 生活保護の類型のうち「高齢」が増加傾向【図表12】
③ 生活保護受給世帯数は横ばい傾向だが、受給単身世帯数は増加傾向。また、受給世帯については赤塚・志村管轄では増加傾向だが、板橋管轄では減少傾向【図表13】

4 論点

政策分野における「あるべき姿」と「施策のあり方」の事務局案

あるべき姿

“ひと（個人）”の視点
誰もが生きがいを持って過ごすことができ、
自分らしく暮らし続けられるまち

“まち（地域）”の視点
人と人がつながり、互いに支え合い、
認め合いながら安心して過ごせるまち

“みらい（環境・仕組み）”の視点
住み慣れた地域でいつまでも安心して
暮らせる環境が整っているまち

施策のあり方（方向性）

多様な主体が地域をともに創っていく
地域共生社会の実現

様々な地域生活課題に対応するための
包括的な支援体制の構築

高齢者が安心して暮らせる
地域づくりの実現

持続可能な介護サービスの供給に
向けた基盤整備・人材育成

生活保護・生活困窮者に対する
個別的・継続的な自立支援の推進